

地域脱炭素に関する令和6年度概算要求等に関する説明会 資料

- 高度無線環境整備推進事業(光ファイバ網の整備) ……1
- 国際的なデータ流通のハブ機能強化のための海底ケーブル多ルート化促進事業 ……2

令和5年9月
総務省北海道総合通信局

無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

令和6年度当初要求額:63.0億円

令和5年度当初予算額:42.0億円
令和4年度第2次補正予算額:28.4億円

(自治体が整備する場合)

【離島】

国(※1) 4/5	自治体 1/5
--------------	------------

(※1) 公設のまま高度化を行う場合は2/3。

【その他の条件不利地域】

国(※2、※3) 1/2	自治体 1/2
-----------------	------------

(※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3。

(※3) 通信環境が十分でない学校の周辺地域の場合は、国庫補助率2/3。

* 離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和7年度まで)

なお、この場合において、財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/2。

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

【離島】

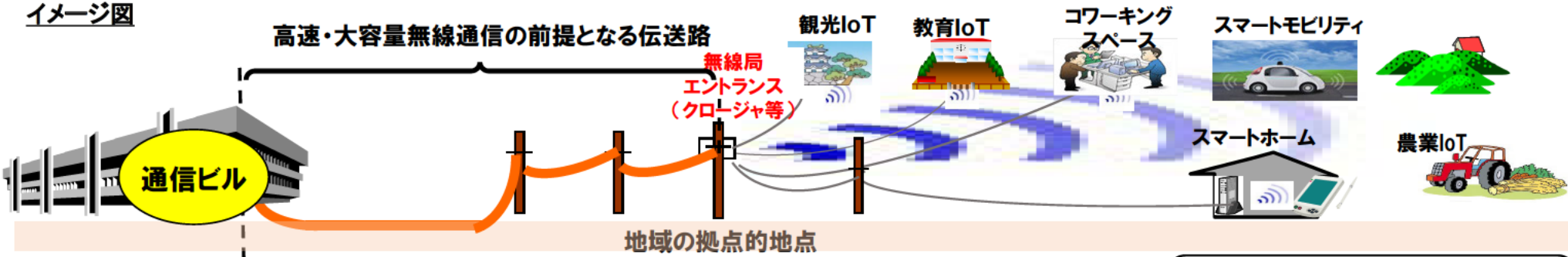
国(※4) 2/3	3セク・民間 1/3
--------------	---------------

(※4) 海底ケーブルの敷設を伴う新規整備の場合、4/5。

【その他の条件不利地域】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

イメージ図



* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

令和6年度要求では、公設のまま高度化する場合も補助(民設移行を前提とするものを対象)。

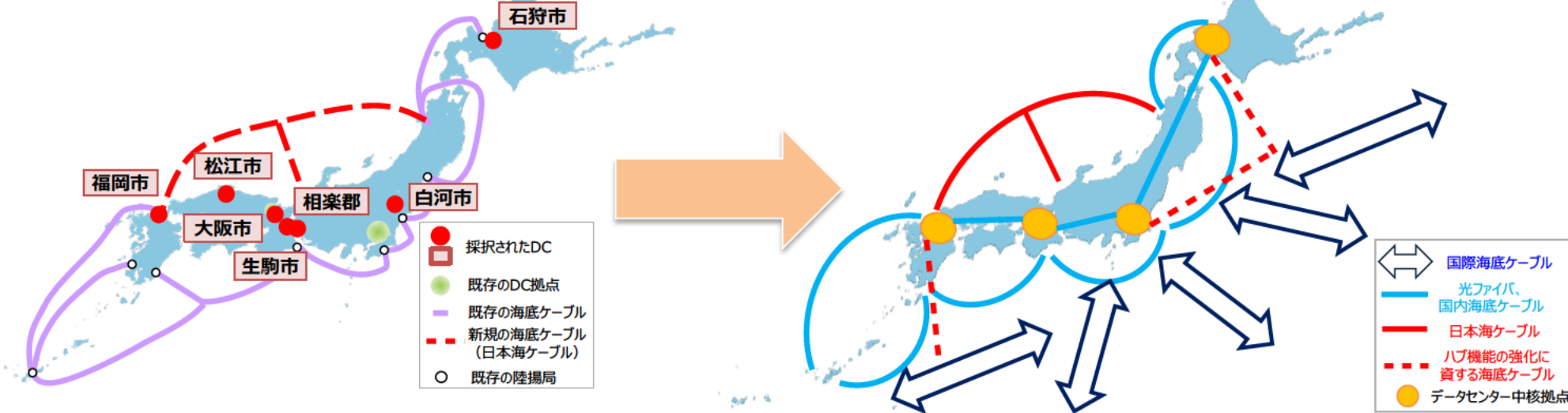
お問い合わせ
情報通信部 情報通信振興課
電話 011-709-2311(内線4714)
メール chiiki-s@soumu.go.jp

- 我が国のデジタルインフラの強靱化及び我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化のためには海底ケーブルの多ルート化が必要。陸揚局が集中している地域以外への陸揚局の分散立地や当該陸揚局への国際海底ケーブルの分岐支線の整備に向けて、多ルート化を図る際の障害を洗い出し、民間事業者に対して検討材料を提供すべく、北海道や九州のようなエリアにおいて、漁業補償等に関する調査を行う。

【データセンター及び海底ケーブルの整備イメージ】

デジタル田園都市国家インフラ整備計画
(令和4年4月)

デジタル田園都市国家インフラ整備計画
(令和5年4月改訂)



(事業主体) 民間企業(シンクタンク等)
(事業スキーム) 調査研究(請負)
(計画年度) 令和6年度

令和6年度要求額 50百万円(新規)

お問い合わせ
情報通信部 電気通信事業課
電話 011-709-2311(内線4703)
メール jgo-hokkaido@soumu.go.jp